

主な指摘事項【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	契約書又は重要事項説明書等(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。 すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ・記録の保存期間がサービスを提供した日から5年間となっているため、完結の日から5年間とすること。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要のため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・通常の事業の実施地域について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。	1件
運営	運営基準	・身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修について、すべての従業者に対し年2回以上実施し、その記録を保管すること。	1件

計3件